

「外来感染対策向上加算」の算定について

当院では、以下の取り組みを行っております。令和6年6月の受診分より、初診・再診を問わず、毎月1回「外来感染対策向上加算(6点)」を算定いたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

当院は、「第二種協定指定医療機関」として、新興感染症の発生時に自治体の要請を受けて発熱外来を実施する指定を受けています。これにより、発熱やインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など、感染症が疑われる疾患の診療に対応しております。

当院では「感染防止対策部門」を設置し、院内感染管理者である院長を中心に、クリニック全体で感染対策に取り組んでおります。

院内感染対策の知識向上のために、年に2回の研修会を開催しています。

感染防止対策の一環として、発熱やその他感染症疑いのある患者様を、時間的・空間的に一般診療とは別の診療スペースを確保して対応しています。

抗菌薬の使用に関して、厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り、適正な使用を心掛けています。